

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月 1 日
【会社名】	abc株式会社 (旧会社名 GFA株式会社)
【英訳名】	abc Co., Ltd. (旧英訳名 GFA Co.,Ltd.) (注) 2025年 6 月30日開催の第24回定時株主総会の決議により、 2025年 9 月 1 日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役 松田 元
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂四丁目 9 番17号 (2025年 9 月 1 日から本店所在地 東京都港区南青山二丁目 2 番 15号が上記のように移転しております。)
【電話番号】	03 - 6432 - 9140(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部 部長 谷井 篤史
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂四丁目 9 番17号
【電話番号】	03 - 6432 - 9140(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部 部長 谷井 篤史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2025年12月1日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員及び従業員、子会社の取締役に対し、下記のとおり新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 新株予約権の名称

abc株式会社 第18回新株予約権

2. 新株予約権の数

25,000個（新株予約権1個につき100株）

但し、上記の総数は割当予定数であり、引受けの申込みの総数が上記の総数に達しない場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときには、その新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式2,500,000株とし、下記5.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数に乗じた数とする。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに払い込まれる金銭の額は、本新株予約権1個当たり3円とする。なお、当該金額は、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役 能勢 元）が、当社の株価情報等を考慮し、将来の業績の確率分布を基に標準正規乱数を繰り返し発生させることにより、業績による行使条件の達成確率が評価額に与える影響を加味した上で、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した評価額（株価280円、権利行使価格280円、ボラティリティ70.68%、権利行使期間（2025年12月16日～2029年12月15日）、リスクフリーレート1.231%、配当率0%、市場リスクプレミアム9.2%、対指数β 0.804、クレジット・コスト23.01%等）を参考に、当該評価額と同額に決定したものである。上記払込金額について、当社監査役3名全員（うち3名が社外監査役）から、上記第三者機関による算定結果に照らし、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利な発行価額には該当せず、適法である旨の意見を得ている。

4. 発行価額の総額

700,075,000円

5. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数に乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業

日（2025年11月28日）での東京証券取引所における当社株価の終値である280円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合またはやむを得ない事由が生じた場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2025年12月16日から2029年12月15日までとする。但し、2029年12月15日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日までの期間とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使期間中のいずれかの期において、当社が提出した半期報告書における中間連結損益計算書（中間連結損益計算書を作成していない場合には中間損益計算書）に記載される連結経常利益、または有価証券報告書における連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載される連結経常利益が、以下の（a）から（d）に掲げる各水準を超過した場合に、割当てられた本新株予約権のうち、それぞれに対応した行使可能割合の本新株予約権の個数を限度として行使することができる。

（a）連結経常利益が9,606百万円の25%（2,402百万円）を超過した場合：行使可能割合25%

（b）連結経常利益が9,606百万円の50%（4,803百万円）を超過した場合：行使可能割合50%

（c）連結経常利益が9,606百万円の75%（7,205百万円）を超過した場合：行使可能割合75%

（d）連結経常利益が9,606百万円の100%（9,606百万円）を超過した場合：行使可能割合100%

但し、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、執行役員及び従業員、子会社の取締役のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の(a)、(c)の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

(a) 禁固刑以上の刑に処せられた場合

(b) 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接的に設立し、または当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

(c) 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

(d) 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合

(e) 支払停止若しくは支払不能となり、または振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

(f) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合または自らこれを申し立てた場合

(g) 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

(h) 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り本新株予約権を承継することができる。但し、再承継はできない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 新株予約権の割当日

2025年12月16日

7. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記5.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」

という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記5.(1)に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記5.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上記5.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記5.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5.(4)に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)その他新株予約権の行使の条件

上記5.(6)に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得事由及び条件

上記7に準じて決定する。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

9. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

10. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025年12月16日

11. 申込期日

2025年12月16日

12. 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役、執行役員及び従業員、子会社の取締役 37名 25,000個(2,500,000株)

13. 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

アトリエブックアンドベッド株式会社	当社の完全子会社
株式会社CAMELOT	当社の完全子会社
クレーンゲームジャパン株式会社	当社の完全子会社
株式会社エムワン	当社の完全子会社
プレソフィア株式会社	当社の子会社
ネクスト・セキュリティ株式会社	当社の子会社

Total Foods株式会社

当社の子会社

14．勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

以 上